

■ 内閣府からの報告

武川 恵子

(内閣府男女共同参画局大臣官房審議官)



内閣府でございます。

最近の内閣府における男女共同参画の取組を中心に、20分ほど説明させていただきます。

本日は、昨年12月に策定されました第3次男女共同参画基本計画の内容の概要、その計画の重点課題でありますポジティブ・アクション、それから今回の震災を受けましての防災・復興への対応、この3点を重点にご説明させていただきます。

まず、男女共同参画基本計画でございますけれども、これは男女共同参画社会基本法に基づく法定計画でございます。平成22年、昨年12月17日に閣議決定をされております。その中の特徴を4点ほど説明させていただきたいと思っております。

まず1点目が、経済社会情勢の変化等に対応して重点分野を新設したということでございます。どんな分野かということにつきましては、

後ほど説明させていただきます。

2点目として、実効性のあるアクション・プランとする必要があるということで、成果目標を82立てました。そういった数値目標に基づきまして実効性を確保していくことを図ったわけでございます。

次に3点目でございますけれども、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度にするという目標。これは以前からございましたけれども、その取組を加速する必要があるということで、ポジティブ・アクションを重点的に進めるということが決定されました。特に今までは国の審議会でございますとか、国家公務員でありますとか、そういった行政が直接行えるところは数値目標を立ててやってきましたけれども、なかなかこれまで働きかけることも遠慮がちといいますか、十分ではなかった政治の分野、企業などの経済分野においてもポジティブ・アクションについての働きかけを強化していくということがうたわれたわけであります。

次に4点目でありまして、M字カーブ問題。女性は出産、育児などによって就業継続がしにくいのですが、働きたいという気持ちを持っている女性が実は多いのです。そういった問題を解消して、経済社会の活性化につなげていこうということです。その4点が計画では重点とされたわけでございます。

次に15の分野についてでございますが、従来からある政策・方針決定への女性の参画の拡大、そして社会制度・慣行の見直し、それから3分野目でございますけれども、男性、子供にとっての男女共同参画、これが新しい分野としてつくられました。子供のころから男女共同参画を学ぶ意味づけということです。それから、男性が変わらなければ男女共同参画は達成されないという、そういうことで第3分野が新しくつくられたわけであります。次に、従来からありますけれども、さらに平等な雇用、ワーク・ライフ・バランス、農山漁村の女性。そして第7分野、第8分野、これは第2次の計画では一緒の分野とされておりましたけれども、これは2000年代に入りまして、格差の拡大、それから女性の貧困という問題が大きく社会問題になってまいりました。特に貧困は母子家庭など、世代を超えて子供に連鎖するという問題がございます、その分野を重点的に取り上げるということになったわけであります。

次に高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備、暴力、女性の健康、教育、そして12分野でございますけれども、科学技術、これは2次の計画では新たな分野ということで、科学技術と防災、環境等が一緒の分野立てになっておりましたけれども、科学技術の今後の重要性を考えまして、1分野新たに立てたということです。次にメディア、地域、防災、環境、そして国際規範、こういった15の分野にわたっております。

そういった多くの分野が男女共同参画に影響があるわけでございますけれども、ここでは現状につきまして、指導的地位に占める女性の割合について少し見ていきたいと思っております。

まず、政治分野の女性の参画ですけれども、衆議院議員が約11%、参議院議員が18.6%となっております。このラインが30%のラインでございますので、指導的地位に占める女性を少なくとも、30%にしていこうという目標から考えますと、国会議員の数というのはまだまだ低いということが言えると思っております。

また、このグラフにはございませんけれども、市町村などの地方議会では女性がゼロのところはまだ多い状況でございます。

次に行政の分野。先ほど行政の分野では今までも目標値を立ててやってきたということを申し上げましたけれども、I種試験の事務系区分におきましては、公務員の採用が26.2%になっております。それから、審議会におきましては33.8%ということで、3分の1を超えたわけであります。

次に、雇用の分野ですが、管理的職業従事者については11%となっておりますけれども、100人以上の企業における管理職（課長相当職以上）というのはまだ6.2%しかございません。それから、取締役等につきましてはこのグラフにはございませんけれども、日本ではまだ1%程度ということになっております。

農林水産分野では、農業委員が4.9%でございますけれども、農業をやっている人の半分が女

性でございます。それに対して、地域の農業の方針を決める農業委員というのは4.9%しかございません。日本における農業委員会の半分ぐらいは女性の委員がゼロでございます。21世紀の先進国ですけれども、そういった状況であるということで、計画においてはまず女性ゼロの農業委員会をなくしていくということを目指して掲げています。

次に、研究分野でございますけれども、研究者に占める女性の割合は13.6%です。これは先進国の主な国には大体3割ぐらいおりますことに比べますと非常に低い数字でございます、同じく低かった韓国にもこの二、三年で抜かれてしまいました。かつ差は拡大しつつあるという状況にあります。

お医者さんはここにございますけれども、医師が18.1%になっておりまして、若い医師はだんだん増えてきております。特に産婦人科医、小児科医というのは女性の割合が非常に高くなっておりまして、それは女性医師の両立支援というものが、緊急の課題であるということにつながっています。

こういった女性の参画状況でございますけれども、国際比較をしております。皆様ご存じの部分が多いと思いますが、まずHDIという数字、これは女性に限らず一般的に国としてどれだけ健康で文化的で経済的にも豊かな国であるかという指標でございますけれども、187カ国中12位です。ジェンダー不平等指数は146カ国中14位、これはかなり高いのではないかと

うふうに思われるかもしれませんが、これは昨年からUNDP、国連のほうで公表するようになった数字でございます、主にミレニアム開発目標という妊産婦の死亡率を減らそうとか、それから絶対的貧困をなくそうとか、そういう8つの目標がございますけれども、それを意識して、女性についても妊産婦の死亡率でありますとか、若年出産でありますとか、それから中等教育、そういうところにウエートを置いた数字でありますので、14位とそこそ高い数字になっております。

一方、グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書という、世界経済フォーラム、ダボス会議をやっているところが発表した数値によりますと、ジェンダー・ギャップ指数は135カ国中98位、それは経済とか政治とかそういったところに女性はどうだけ参画して力を発揮できているかという事でございますけれども、これは135カ国中98位ということで、先進国としては極めて低い、しかも差は拡大傾向にあるということが言えると思います。

そこで、3次計画の重点であるポジティブ・アクションについてご紹介をしたいと思います。

日本でも徐々に女性の参画が進んできているわけでございますけれども、国際比較をすると非常に低い水準であり、かつ格差が拡大しております。その背景を見ますと、ほかの国ではポジティブ・アクションというのを積極的に取り入れているという状況がございます。しかし、ポジティブ・アクションの定義がここにござい

ますけれども、一定の範囲で行う特別措置であると、それから暫定的な措置であるということが書かれております。つまり、どういうポジティブ・アクションを、どういう分野で、どの程度のものを入れていくのかということを慎重に、かつ適切な判断をしていくことが必要なわけです。

ポジティブ・アクションといいますのは、男女共同参画社会基本法にも位置づけられておりますし、女子差別撤廃条約にも位置づけられておまして、憲法上も合憲であるわけですが、やはりどのような範囲でという判断、そして暫定的なものにしなければならない、そういう制約があるものであるということが言えると思います。

そして、どんな種類があるかということを見ていきたいんですけれども、まず一定の枠を指定席のような形で割り当てるクォータ制、それから目標と期間を定めて努力するというゴール・アンド・タイムテーブル方式、それから女性を対象として研修を行うとか環境整備を行っていく、そういったもの。それから、企業などが義務付けられている範囲を超えて社員に対して、それは男女共にですけれども、両立支援でありますとか子育て支援を行うといったものも、均等法上はポジティブ・アクションというふうに位置づけられているわけでありまして。

諸外国のクォータ制をちなみにご紹介したいと思います。政治分野でクォータ制が導入されているものにはどのようなものがあるかとい

うことですが、議席の一定割合を女性に割り当てているという国が、これはアフリカが多いのですが、17カ国ございます。それから、法律などで候補者名簿の一定割合を女性が占めるように定めていると、そういう候補者クォータ制というものを導入している国には、フランスとか韓国がございまして、それは34カ国あります。それから、北欧で始まった制度がありますが、政党が自分のみずからの党内規のような形でクォータを定めているもの、これが52カ国ございます。

次に、企業の分野、経済の分野ですけれども、企業の取締役等にクォータ制を導入するというのも、これも今世紀、特にこの5、6年で非常に増えてまいりました。

まずノルウェーですけれども、取締役会における女性の構成比、男女の構成比をそれぞれ4割以上とするというのが義務づけられております。これは先ほど取締役に占める女性の比率、日本では1%程度と申し上げましたけれども、ノルウェーではこういうことで既に40%以上になっているということでありまして。40%を達成しませんと登記ができないという、そういう罰則があります。

それからスペイン、それとフランスといったところも、フランスは目標とされている期限が2011年から6年以内に40%以上ということですが、これは達成されなければ取締役は報酬を受け取ってはならないというような、そういったものを導入されています。こういったものがここ5、

6年世界で急速に広まってきている取組がございます。

次に防災の問題につきましてご説明したいと思います。

防災、これは後ほどパネルディスカッションでもいろいろと議論されると思いますので、簡単にご紹介をしたいと思います。

まず、平成7年に阪神の大震災が起こりまして、ここでは女性の死者が高齢者を中心といたしまして男性より1,000人ほど多いということもございましたし、また生理用品とか、それから粉ミルクがあっても哺乳瓶がないとか、そういった問題もございました。

次に、平成16年に中越の地震が起こりまして、それは男女共同参画局からも阪神・淡路の教訓のもとに発災時から間もなく2週間ほど現地に職員を派遣いたしまして、女性の相談窓口というものを設置したわけでありまして。

それから、平成17年に国連で世界防災会議というのが開かれまして、兵庫行動枠組というのが採択されましたけれども、こういった国連の取組の中でもジェンダーの視点が盛り込まれたと、そういう流れがございまして、国の防災基本計画にも男女のニーズの違いといったものが書かれておりますし、男女共同参画基本計画の中でもこういった防災というのは位置づけられてきたわけがございます。

しかし、今回の東日本大震災にあたりまして、やはりこれはこういった取組がされてきたけれども、なかなか実際に起きてみますと避難所で

ありますとか、そういったジェンダーの視点が行き渡っていなかったということが判明をいたしまして、内閣府のほうでもさまざまな取組を行ってまいりました。

まず、防災部局でありますとか県の男女共同参画課といったところを通じまして、女性や子供のニーズを踏まえた災害対応というもの、こういうものが必要ですよということを列記いたしまして、対応について依頼をいたしました。それから、悩み相談、暴力被害者に対する窓口、そういったものにはこういうものがあるということ政府の壁新聞等を通じまして避難所に貼っていただくというようなこともいたしましたし、女性の就労支援につきましても、こういった行政的な支援がありますといったことを提示させていただきました。また今年度予算の中で、相談事業、アドバイザー派遣事業といったものを行ったり、また男女共同参画局のホームページにそういった災害対応についてのまとまった情報提供を行うコーナーを立ち上げたりいたしました。

避難所におけるの好事例でございますけれども、これはまたパネルディスカッションで出てくるかもしれませんが、避難所で女性専用スペースをつくったら大変うまくいったとか、乳幼児のいる家庭専用のお部屋をつくったら子供が騒いでも心置きなく気疲れせずに避難所で暮らすことができたとか、いろんな好事例を集めてこれも発信をしたというようなことがございます。

さらに、復興に向けて復興基本法にも女性・子供の視点というものが反映されるべきということが盛り込まれましたし、それから復興に向けての基本方針、7月29日に設定されておりますけれども、それには13カ所、女性に関する記述が盛り込まれました。まだまだ防災に関してはやることが多く課題として残されておりますので、例えば災害対策基本法を、これはぜひ改正をいたしまして、地方の防災会議に女性が増えるように法改正をすることを働きかけていくとか、そうしたことをやっていきたいというふうに思っております。

最後、時間になってしまいましたけれども、11月25日、本日は国連の定めた女性に対する暴力撤廃国際日でございます。内閣府のほうでは女性に対する暴力をなくす運動というのを女性に対する暴力撤廃国際日を最終日といたしますこの2週間を定めまして、運動を展開しております。予防啓発のための研修でありますとか、そういった運動を行っているところでございます。

また、DV法に関しましても過去2回改正をされておまして、保護命令の強化でありますとか、改善・強化がされてまいりました。

また、第3次基本計画の中では市町村に配偶者暴力相談支援センターというのが平成22年でまだ21カ所しかございませんので、これを平成27年までに100カ所にしていくという目標数を掲げまして取り組んでいるところでございます。

大変駆け足になってしまいましたけれども、

内閣府から最近の動きをご紹介しました。